



深草徹の「ここがポイント」

天皇の政治利用

深草 徹



改元、明仁天皇の退位、徳仁天皇の即位……。マスメディアが連日、垂れ流すワイドショー的祝賀報道に、日本列島は時ならぬ王朝絵巻に沸き立ちました。

その中でも、考えさせられるものもありました。5月2日の「朝日新聞」の、明仁天皇の即位後朝見の儀における「おことば」と今回の徳仁天皇のそれとを比較する記事なども、その一つです。明仁天皇のときは、「日本国憲法を守り」であったが、今回は「日本国憲法にのっとり」だった、それは意味があるのかどうかということについて、複数の研究者と一人の政府関係者の話が、紹介されています。

記事自体は結論を示していませんが、これはやっぱり意味があることだったのでしょ。即位後朝見の儀は、国事行為とされていますから、内閣の助言と承認により、とりおこなわれます（憲法3条、7条10号）。ですから「おことば」の内容にも、内閣の考えが反映されます。その内閣は、一人はともかく残りの閣僚は全員、憲法改正を目論む人たちから構成されています。そのような内閣、とりわけ、それを率いる安倍首相にとっては、護憲の意味合いを含む「日本国憲法を守る」では困るということ、至って簡単明瞭な話です。

これは安倍内閣による天皇の政治利用、と言ってよいでしょう。

(深草憲法問題研究室主宰、九条の会.ひがしなだ共同代表)

特別寄稿

今こそ「本気の共闘」を(2)

～正常な議論を求めます～

久一 千春

2017年の衆議院選挙では、直前に、当時の民進党から希望の党へ合流という動きが表面化し、そんな状況の中で急遽生まれた立憲民主党。そして全国67の小選挙区で急遽、共産党は予定候補者を降ろしました。立憲民主党が伸び、ひとまず安倍改憲を阻止できたのだから、それでいいと、委員長の志位さんが言われました。本気で野党共闘してくれたと思いました。

だからこそ、これからの選挙は、共産党の候補者をおろすだけの野党共闘ではなく、政策合意、相互推薦・支援に基づく本気の野党共闘であって欲しいと思っています。まずは、国民の命を守る、生活を守る、そのための議会での正常な議論を求めています。

今の国は、国民を守るために、安全保障は必要だとして、武器を買い、基地を作ろうとしています。一方で、原発事故は、まるで終わったかのように、被害者の声を聞こうとせず、帰還政策を進めるだけです。この関西にも、たくさんの避難者がいます。なのに、国は、放射線量が下がったとして、除染したから、だから元の生活に戻って下さい、と言っているのです。

憲法を暮らしの中に

高橋武三

〈憲法を暮らしの中に生かそう〉 京都の蜷川府政下で育った私には、これは当たり前のことでした。日本国憲法の三原則（自由主義・民主主義・平和主義）を、暮らしの隅々に生かしたいという知事の熱誠は、御所近くの府庁に垂れ幕として、掲げられていました。

ところが、野田首相の自爆解散で誕生した安倍政権は、この「当たり前」のことを歪め、憲法を改悪して「戦争のできる国」に変えようとしています。皆さんご承知の通りです。

大きな枠組みとして改憲阻止、憲法を暮らしの中に生かすための、原発賠償訴訟、神鋼石炭火発建設稼働差止訴訟、被災者追い出し差止訴訟、辺野古新基地建設阻止、原発再稼働反対・原発ゼロ、旧優生保護法強制不妊賠償訴訟などの闘いや各地の市民運動の背景には、私たちの憲法が支えとして、あります。

憲法を暮らしに生かすことは、私たちが不断の努力で闘い、勝ちとるもの。権力から与えられるものではありません。頑張りましょう。

（神戸の石炭火力発電を考える会会員、兵庫県タバコフリー協会）

ハナ絵モンの思い⑨

守りたい人も、変えたい人も、みんなで考える

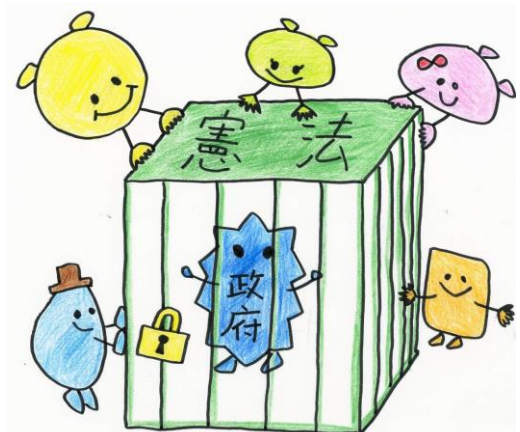
市川（関本）英恵

去年の5月3日前後から「憲法の歌」CDを販売開始し、数百枚が私の手元から旅立って行きました。どなたかにとって、憲法について、ちょっと考えるキッカケになったら、嬉しいです。

私は安倍改憲には反対ですが、「憲法は変えてはいけない」とも思っていません。例えば憲法第25条は、「最低限度の生活」じゃなくても良いかな、とは感じます。大切なのは、私たちの憲法について、「守りたい人も、変えたい人も、みんなで考える」ことかな、と思います。暮らしの身近な問題に憲法を結びつけて、ファッションやグルメのように、気軽におしゃべりする社会になれば良いな、と感じます。

連休は旅行などに行く人も多かったと思いますが、少し落ち着いた頃に、「5月3日は何の日だったか知ってる？」の一言をきっかけに、あすわか（明日の自由を守る若手弁護士の会）が販売している憲法ビンゴや、伊藤真さんの「あなたこそたからもの けんぼうのえほん」をお子さん、お孫さんと楽しむのも良いですね。

（「憲法の歌」作詞者、しみん基金KOBELIFE理事、「子どもの権利・神戸」運営委員）



精神的自由権と経済的自由権 ～二重の基準論～

椋 大樹

前回まで、表現の自由など「精神的自由権」を紹介しました。この他に、居住移転・職業選択の自由(22条)、財産権(29条)といった「経済的自由権」があります。ただ、経済活動が全くの自由では、経済的弱者が生まれます。そこで、すべての人が人間らしく暮らせるように、国が施策を行わなければなりません(生存権、労働基本権など)。それによって経済的自由権が制約される場合もあります。

経済的自由権は、制約されても言論に訴えて回復することが可能です。表現の自由などが、権力に傷つけられやすく(⑩講参照)、傷つけられると言論に訴えることができなくなるのとは異なります。

そのため、裁判所が違憲審査する際は、精神的自由権の規制には厳しく(違憲になりやすい)、経済的自由権は緩やかに(国会・内閣の政策判断を尊重)。これを「二重の基準」といいます。

参照『檻の中のライオン 憲法がわかる 46のおはなし』椋大樹著

はんどう・たいき、明日の自由を守る若手弁護士の会、ひろしま市民法律事務所)



私のひと言

戦争正当化論と宗教

岡野彩子

聖書は「殺すなかれ」と教える。しかし神が命じる「聖戦」や正当防衛としての「正戦」は必ずしも否定されて来なかった。そして国家の戦争政策を正当化する権威として宗教が機能する時、イエスが教える隣人愛に基づくキリスト教本来の平和思想が「転倒」しかねない。他宗教であれ政治的な疑似宗教であれ同様に、平和のための防衛戦が、反対の立場からすれば侵略戦争にほかならず、それに宗教が加担していることがある。そもそも殺人が正当か否かの判断は、生の現実において決して単純ではない。

また非常時における例外をひとたび法制化すれば、世の判断基準の「転倒」が起こりうる。非暴力平和主義の立場を貫いていたドイツの牧師ボンヘッフアーは後にヒトラー暗殺計画に与して絞首刑となった人物だが、神への応答として責任を負う生には「罪の引き受け」が含まれると考えた。「転倒」をも見据え、自己を正当化する一切の後ろ盾を断念した政治的抵抗であった。

(大阪大学特任研究員／関西大学・京都産業大学非常勤講師)

2019年5月15日記

史跡・戦跡めぐり

東灘東部コースに28人 4月27日に芦屋まで歩いて

合田和義



深江生活文化史料館にて

10連休の始まった4月27日、恒例の史跡・戦跡めぐりに90歳を超える元気な人たちも含めて、28名が参加しました。

今回のコースは、戦前の旧武庫郡本条村。第2次世界大戦で米軍の攻撃目標となった川西航空機甲南製作所（今の新明和工業甲南工場）と、その目印であった森稲荷神社の赤（朱）鳥居、本条墓地の空襲慰霊碑、3割の犠牲者を出した船員養成の神戸高等商船学校（現神戸大学海事科学部）、ロシア革命からの亡命者たちが音楽活動を続けた、深江文化村などを巡りました。

第2次世界大戦の末期の1945年（昭和20年）、米軍は5月11日にB29爆撃機92機による通常爆撃、6月5日には474機、8月6日250機による焼夷弾爆撃で、芦屋から灘区にかけて焼け野が原となりました。

こうした史跡・戦跡巡りは、安倍内閣による九条改憲を許さず、平和の尊さを再確認する機会となっており、今後は若い人たちの参加を大いに期待しています。

催し案内

芦屋「九条の会」14周年記念のつどい

平和の光と戦争の陰

～わが街の秘められた戦後史から考える～

日時：6月22日（土）14:00～16:00

場所：上宮川文化センター ホール

講師：坪井兵輔さん（阪南大学国際コミュニケーション学部准教授）

主催：芦屋「九条の会」

問合せ：090-7118-2312（片岡）

灘区九条の会・映画上映会

それでも夢はある HOPE

～松元ヒロが旅するトランプのアメリカ～

日時 6月29日（土）

第1回上映 13時～

第2回上映 15時～

場所 六甲道勤労市民センター5階 E会議室

主催 灘区九条の会

カンパの郵便振替口座

口座記号 00900-6

番号 0217129

名義 九条の会. ひがしなだ



編集後記
5月18日、憲法9条を生かそうと地方自治体の首長らが交流会を開き、「全国首長九条の会」の早期結成を呼びかけるアピールを発表しました。
安倍政権が改憲策動を強める中、私たちにとって大きな励みになる動きといえます。
(N)